

資料1 港区生物多様性地域戦略について

1. 背景

生物多様性条約に基づき平成 20 年に成立した生物多様性基本法の第 13 条では、都道府県と市区町村は、区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、生物多様性地域戦略の策定を努力義務として規定しています。また、平成 22 年 10 月、名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」(COP10) では、「愛知ターゲット」として、世界全体で取り組むべき基本的な方向性が決定されました。

平成 24 年 9 月、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されました。ここには 2020 年に向けたロードマップと、自然共生社会を実現するための基本的な考え方として「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」ことが示されています。これをふまえた課題の一つに『生態系サービスでつながる「自然共生圏」の認識』を挙げています。「自然共生圏」の構築は、地球、国土、地域、流域といったさまざまな空間レベルで考えていくことが必要であるとしています。

平成 24 年 10 月、COP11 が開催されました。ここで記者発表された「都市と生物多様性白書―行動と方針」で、都市における自然資源の保全と持続可能な利用を強化するための 10 のキーメッセージが提言されています。生物多様性の保全を考えるうえでの都市の重要性が世界的に注目されています。

東京都では、平成 24 年 5 月に生物多様性基本法に基づく地域戦略と位置づけられる「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が策定されました。その中で、「生物多様性の保全に向けた実効性の高い先駆的な政策を展開することは、生物資源を大量に消費する大都市東京に課せられた使命である」としています。

こうした背景をふまえ、20 万人の区民と日本一の事業者数を誇る都心である港区は、社会的な影響力が大きく、愛知ターゲットを基本的な指針とした生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組みを進めるうえで、大きな役割を持ちます。

港区では、平成 23 年 3 月に「港区緑と水の総合計画」が改定され、そのなかで港区生物多様性地域戦略の策定が、新規重点施策に位置づけられています。

2. 戦略策定の目的

「港区生物多様性地域戦略」は、豊かな自然環境の象徴である動植物の生息・生育環境の充実を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みを、区民協働で総合的に推進することを目的に策定するものです。

3. 計画期間

計画期間は、平成 26 年度（2014 年度）～平成 32 年度（2020 年度）までの 7 年間とし、その中間年である平成 29 年度（2017 年度）には効果検証と見直しを行います。また、地域戦略の目標達成年次を短期と長期に分けて設定します。

目標期間（案）	
短期目標	2020 年
中長期目標	2050 年

4. 生物多様性地域戦略で定めるべき要件（生物多様性基本法第 13 条第 2 項）

「生物多様性地域戦略策定の手引き（H22 改訂）」では、策定にあたって地域特性を考慮すること、多様な主体と協働・連携で策定することが重要としています。また、地域戦略に定めるべき要件として、以下の事項をあげています。

- ・対象とする区域
- ・区域内の生物多様性保全・持続可能な利用の目標
- ・区域内の生物多様性保全・持続可能な利用に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策

港区生物多様性地域戦略策定スケジュール

作業名	作業内容	H24年度												H25年度											
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1 計画準備	実施計画の作成、実施方法・体制の確立																								
2 現状把握	生態系、法律・くらし・経済																								
	アンケート																								
3 現状、課題の整理と対応方針	現状、課題の整理と対応方針の整理																								
4 意見交換会	区民会議（いきもの作戦会議）				● 20	● 10			● 3			● 25			● 24										
5 地域戦略策定事業の周知	ピーアールイベント					● 10									● 24										
6 生物多様性推進委員会、 庁内策定委員会	港区生物多様性推進委員会		● 27					● 23			●					●			●						
	庁内策定委員会						● 25			●		●			●					●					
7 骨子(案)作成	骨子(案)の作成																								
9 地域戦略(素案)の作成	地域戦略(素案)の作成																								
10 地域戦略(素案) 地区別説明会	地域戦略(素案)の地区別説明会																								
11 パブリックコメントの実施	地域戦略(素案)に対する パブリックコメント																								
12 地域戦略(案)の作成	地域戦略(案)の策定																								
13 庁議報告決裁	庁議報告、策定起案決裁																●				●		区長 決裁		
14 議会報告	議会報告																●						●		

推進委員会の議題

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 第 1 回（2012 年 8 月 27 日） | : 基本的な方向性について |
| 第 2 回（2013 年 1 月 23 日） | : 課題と対応方針について |
| 第 3 回（2013 年 4 月） | : 骨子（案）について |
| 第 4 回（2013 年 9 月） | : 素案について |
| 第 5 回（2013 年 12 月） | : 素案の最終確認と H26 年度の予定 |

5. 第1回推進委員会ご指摘事項と対応

第1回 港区生物多様性推進委員会（8月27日）では、以下の議題で討議を行いました。委員会でのご指摘事項と対応は以下のとおりです。

議題

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 港区生物多様性推進委員会の設置について | (5) 地域戦略策定の基本的方向について |
| (2) 委員の委嘱について | ① 地域戦略策定の視点と手法について |
| (3) 委員長及び副委員長の選任について | ② 区域と計画期間について |
| (4) 港区生物多様性地域戦略について | ③ 目標期間の考え方について |
| ① 策定スケジュールについて | ④ めざすべき将来像について |
| ② 策定手法と推進委員会の進め方について | (6) 策定作業の実施方法について |
| ③ 地域戦略の構成（素案）について | ① アンケートについて |
| ④ 港区の生物多様性の現状と課題について | ② キックオフイベントについて |
| | ③ その他の策定作業について |
| | (7) その他 |

第1回推進委員会ご指摘事項と対応(1/2)

区分	主なご指摘事項	対応
広報	区民まつりではたくさんのチラシが配られ埋もれてしまうので、チラシ配りだけだと広報効果が低いと思う。見てもらえる工夫や立ち止まってもらえる工夫をして、ぜひブースを出して欲しい。	区民祭りでは、総合支所のブースを一部をお借りしてピーアールに努めました。
表題	港区は外部に依存して成り立っている生態系であるため、「生態系」というよりも「港区の自然環境の現状」の方がよい。	ご指摘にしたい、表題を修正しました。
視点	土壌の重要性について触れた方がよい。	
	歴史的な視点が欲しい。とくに近代における自然の変遷を把握しておくべきである。	
視点	港区は外部の資源に依存して成り立っている区であるということを、明記しておくべきである。	
	愛知ターゲットの視点との関係を明確にした方がよい。	
区民や事業者等との関わり方	区民の意見をすべて取り入れた方がよい。	ご指摘にしたい、区民会議等の運営に努めています。
	区民が取り組む姿勢を大切にすべきである。	
	「区民・事業者等が動かす地域戦略づくり」ではなく、「区民・事業者等がつくる・担う地域戦略づくり」の方がよい。区や委員会が作るのではないという姿勢が大切である。この考えを受けて、理念の項目立てを検討すべきである。	

第1回推進委員会ご指摘事項と対応(2/2)

区分	主なご指摘事項	対応
区民や事業者等との 関わり方	区民の自発性を促すことは大切だが、あらぬ方向に行ってしまうことがあるので、ある程度は議論の方向性を示した方がよい。	ご指摘にしたがい、区民会議等の運営に努めています。
	行動計画は白紙の段階で区民に議論してもらう方がよい。	
	事業者の力がとりわけ大きいのが港区なので、事業者との協働が重要である。	
ほかの自治体や外国との 連携	姉妹都市や区内に大使館が多く、外国との連携を図りやすいことは、港区ならではのことで、これを生かすべきである。	水質に関わる東京湾岸の自治体との連携、「森と水会議」での47の自治体とつながりを生かします。また、外国との連携について検討しています。
行動計画	モニタリングできる人材を育てるなど、人材育成の視点が必要である。	
	インセンティブをつけて、区民や事業者をうまく巻き込んだ方がよい。表彰制度は重要であるが、それ自体が目的化するので、うまく使う必要がある。	
	事業者が考えていることを、行政がいかにもネジメメントできるかが重要である。	
	生きものの医者のような人が日本にはいない。どうしたら良くなるのかを提言できるような専門家を配置し、そういった核を決めて取り組むべきである。	
	戦略をつくって終わりではなくて、それで区が少し変わるべきである。	
	指標となる数値は、事業者にはいいかもしれないが、区民も含めて考えると、より柔軟な表現が適していて、例えばターゲットとなる生物種を示した方がよい。	
	生物多様性とは一見関連しないように見える屋上緑化などは、報告書の中で丁寧に表現した方がよい。	
	豊岡市のコウノトリみたいに珍しいものがいたら、区民等がまとまりやすいので、シンボリックな種があるとよい。	
	港区は、何に力を入れるのかをはっきりした方がよい。	



港区基本構想

Minato City Basic Concept

港区政の基本方針

基本構想は、自治体の進むべき方向を示したものです。地方自治体の仕事やその役割について定めた「地方自治法」では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」としています。港区では、平成14年12月に第三次の港区基本構想を策定しました。この基本構想を実現する道筋を示すため「基本計画」を、さらに、基本計画を着実に実施するために「実施計画」を策定しています。

基本構想とは港区政の基本方針といえます。

理念

- ①人間性を尊重します
- ②自立した地方自治をめざします
- ③都心区としての責任を果たします

役割

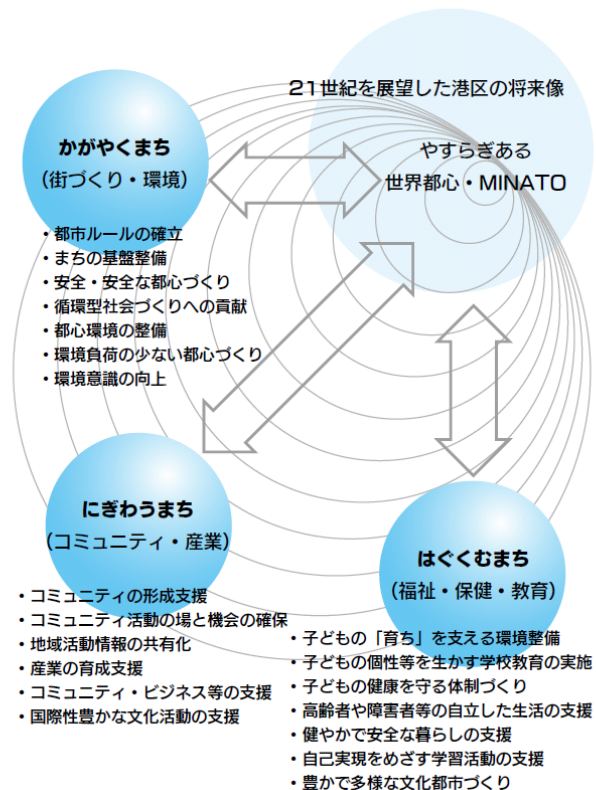
今後10年ないし15年後を展望し、目標とすべき港区の将来像を描き、その実現のため、施策の大綱を示すものであるとともに、計画的に区政運営を進めるにあたっての指針となるべきものです。港区は、この基本構想に基づきすべての施策を総合的かつ体系的に推進していきます。

将来像

「やすらぎある世界都心・MINATO」

21世紀の港区は、まちづくり、産業振興、環境共生、福祉・健康、そして子どもから高齢者・障害者のケアまで、すべてがグローバル・スタンダードのやすらぎある都心コミュニティ「MINATO」ブランドを全地球に発信していきます。

港区基本構想がめざす将来像



計画体系

港区では、区政を総合的、計画的に運営していくために次の3段階に計画を体系化しています。

- ①施策の大綱を示す基本構想
- ②基本構想の実現の道筋、課題、目標を示す基本計画
- ③基本計画で示された課題、目標を具体的に実施するための実施計画



港区基本計画・港区実施計画

Minato City Basic Plan / Minato City Action Plan

計画の目的と性格

港区基本計画は、港区基本構想（平成 14 年 12 月）に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向け、長期的展望に立って、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにするとともに、年次の事業計画によって、基本構想実現のための具体的な道筋を示すことを目的としています。

基本計画は、区政全般を対象とする総合的な計画であり、各事業分野における行政計画や具体的事業計画の策定、各年度の予算編成、これらに基づく事業執行など、区政のあらゆる分野で計画的に行財政運営を推進する際の指針となる最上位計画です。

区は、この基本計画を、区民と区が協働してまちづくりを進めていくための基本的な方向を示すものとして、区民と共有するとともに、国および東京都並びに民間事業者などが進める計画や事業に対して、要請、誘導などを行う際の基本姿勢として活用していきます。

計画策定の考え方

社会経済情勢を迅速かつ的確に捉え、将来のあるべき姿を見通す先見性、現状にとらわれない課題認識、課題解決を先送りしないため改革姿勢をもって新しい基本計画を策定しました。

主要課題への対応にあたっては、都心・港区に相応しい有効な解決策を提示した上で、果敢な目標を設定し、計画化しました。また、区民の安全・安心の確保と地球環境への貢献を共通の課題として位置付けています。

なお、新たな施策および基本計画計上事業策定にあたっては、各地区区民参画組織およびみなとタウンフォーラムからの提言や区民世論調査をはじめ、各行政分野における調査結果の活用、計画素案に対する区民意見の募集、区民説明会の開催などにより区民から

のさまざまな意見をいただきました。

この計画を着実に実行していくことで区民の誰もが夢と希望を持ち、毎日をいきいきと充実して送ることができ、地域の課題やまちの将来を共に議論し、協働によって目標を達成していく「人にやさしい創造的な地域社会」を実現します。

計画の期間・構成

平成 21 年度を初年度とする平成 26 年度までの 6 カ年計画としています。

さらに、計画期間を前期と後期に区分し、3 年目に見直しを行います。

分野別計画と新たな取り組みとして 5 つの総合支所ごとに策定する地区版計画書をもって港区基本計画を構成します。

(1) 分野別計画

基本構想の 3 分野 6 基本政策 27 政策に沿った計画です。なお、年次計画を明確に示した事業計画化事業の前期分を 3 カ年の実施計画として位置付け、各年度の予算編成や事業執行の指針としています。

(2) 地区版計画書

地域の実情や特有の課題、その解決の方策などを盛り込んだ計画書です。実施計画に相当する前期分 3 カ年の地域事業を中心に、分野別計画との整合を踏まえた上で 6 カ年の計画書としてとりまとめています。

計画の位置づけと役割

「港区生物多様性地域戦略」は、生物多様性基本法第13条及び港区みどりを守る条例に基づき、港区区域内における、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的事項を定めるもので、港区基本構想の部門別計画として位置づけられる計画です。

この計画は、「港区緑と水の総合計画」の重点施策である「動植物の生息・生育環境の充実」の施策として、また、生物多様性国家戦略の趣旨を踏まえ、生物多様性に関する普及啓発や自然環境の保全を区民協働で総合的に推進することを目的に策定する計画です。

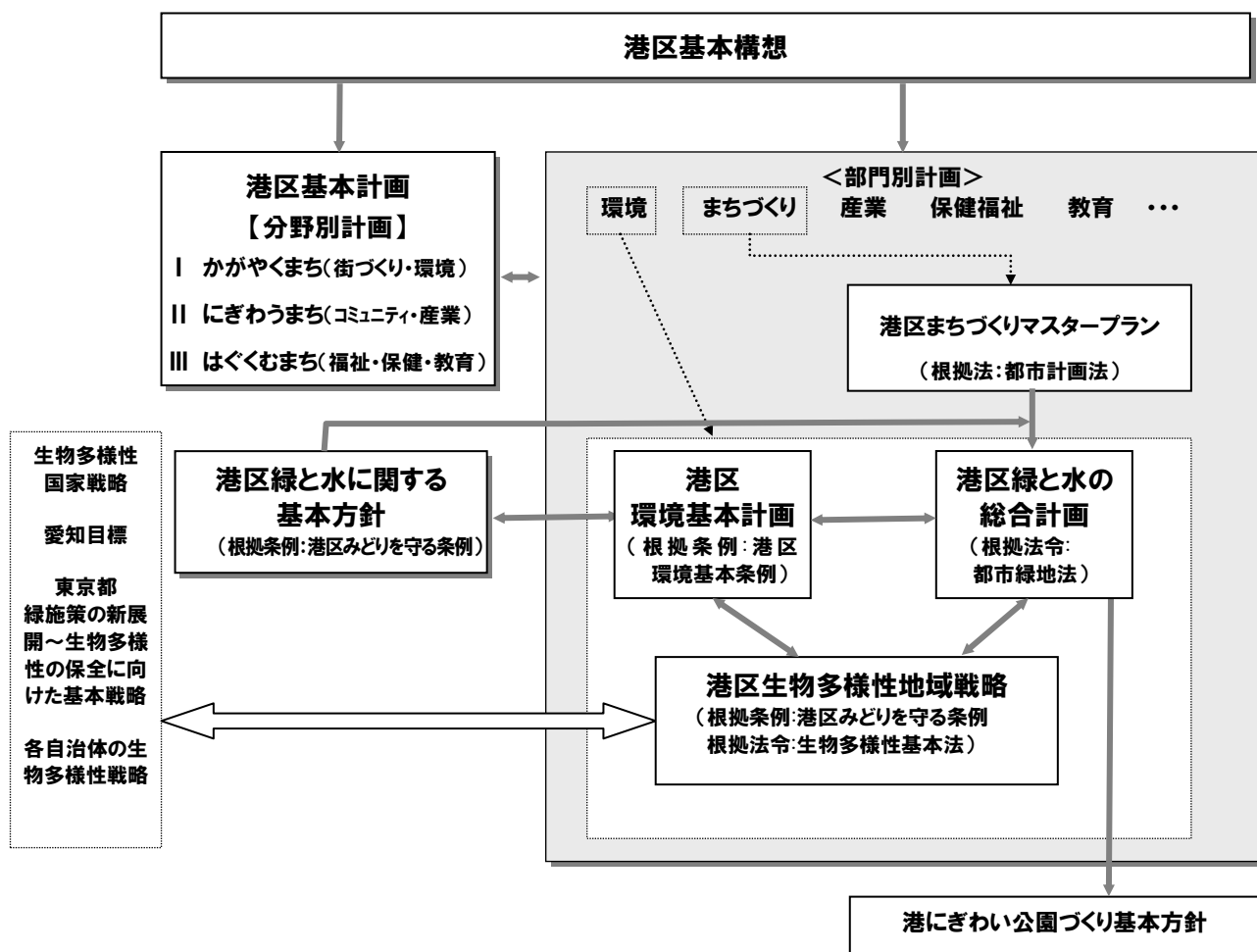


図 港区生物多様性地域戦略の位置づけ